

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

令和5年7月4日

香川県知事 殿



協議者 郵便番号：770-8001
 住所：徳島県徳島市津田海岸町9
 名称：徳島津田バイオマス発電所合同会社
 氏名：代表社員 株式会社レノバ
 職務執行者 西村 仁志
 電話番号：088-676-2392

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいの
 で、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	辻村建設株式会社 代表取締役 辻村啓一	
		住所又は所在地	香川県善通寺市吉原町363番地2	
		事業場の所在地	香川県善通寺市弘田町1790番地	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	① ばいじん ② 燃え殻	
		種類	① ばいじん ② 燃え殻	
		性状	① 乾灰 ② 湿灰	
		1年当たりの最大搬入量	① 1,000t /年 ② 4,500t /年	
		排出事業場	名称	徳島津田バイオマス発電所
	所在地		徳島県徳島市津田海岸町9	
	当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		別紙のとおり	
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	別紙のとおり		
	住所又は所在地	別紙のとおり		

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん、燃え殻は運送中にシートをする為飛散は一切ありません。 ・ばいじん、燃え殻は屋根及び囲いで保護した建屋に保管します。前面から雨水が入らないように入口はシートで囲います。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	担当者名：発電所所長 滝田 次志 連絡先：080-6657-7218
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路については、図面を利用して記載してください。
- 3 記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

【別紙】

県外産業廃棄物の運搬者

当該県外産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	辻村建設株式会社 代表取締役 辻村啓一
	住所又は所在地	香川県善通寺市吉原町 363 番地 2
当該県外産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社 堀産業 代表取締役 堀 賢一郎
	住所又は所在地	香川県仲多度郡まんのう町炭所東 508 番地
県外産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該県外産業廃棄物の運搬の経路		ルート 1 徳島津田ハイツ発電所 → 徳島津田 IC → 善通寺 IC → 国道 319 号 → 県道 24 号 → 県道 48 号 → 辻村建設(株)砕砂・RC 工場 ルート 2 徳島津田ハイツ発電所 → 県道 129 号 → 県道 120 号 → 徳島環状線 → 国道 55 号 → 国道 11 号 → 県道 10 号 → 国道 11 号 → 金毘羅街道 → 県道 212 号 → 県道 48 号 → 辻村建設(株)砕砂・RC 工場
備 考		

【別紙】

廃棄物発生工程表

		排出事業者名	徳島津田バイオマス発電所合同会社
廃棄物発生工程	原材料 〔副原料、 添加物も 記入〕	木質ペレット PKS 珪砂	
	工程	①原材料となる木質ペレット、PKS、珪砂を火炉へ投入する ②火炉で燃料（木質ペレット、PKS）と珪砂を混合し、燃焼させる ③燃焼後に燃え殻・ばいじんが排出される	
備考			